



# 経理の窓 4月号

平成29年4月10日号

灰色の空の代わりに、庭の黄色い水仙、自生している桃色のシクラメン、紅い椿、そのほかに黄・青・濃いピンクの花たちが、気分を明るくしてくれます。

## 今月の税務

- 法人** : 2月決算法人の確定申告と納付  
**地方税** : 軽自動車税の納付  
固定資産税と都市計画税の第1期分の納付  
**個人** : 所得税の振替納税日、4月20日(木)  
消費税の振替納税日、4月25日(火)  
(口座振替での納税をご利用の場合)

## 中小法人の平成29年3月期決算のポイント

決算期が3月の法人は多いと思います。平成26年・平成27年の税制改正で、税制の創設や税率の変更など税金の計算に影響のある項目がありました。平成28年度の税制改正項目にも、今年から初めて適用される制度があります。

- 法人実効税率の引下げにより、法人税・法人事業税・住民税の税率が変更されています。  
(3月決算法人の税率の推移)

中小法人の場合の税率	H27.3月	H28.3月	H29.3月	H30.3月	H31.3月
法人税(所得年800万超)	25.5%	23.9%	23.4%	23.4%	23.2%
法人税(所得年800万以下)	15.0%	15.0%	15.0%	19.0%	19.0%

### ■地方法人税の適用

平成26年10月1日以後開始事業年度から国税で、地方法人税が創設されました。すでに、平成27年9月期決算法人から適用されていますが、法人税の納税義務のある法人は、地方法人税の納税義務者となり、地方法人税確定申告書の提出が必要になりました。地方法人税確定申告書と法人税確定申告書は、一つの様式になりました。別表一(一)地方法人税の税額=課税標準法人税額×4.4%で計算します。平成29年4月1日以後に開始する事業年度より10.3%に引き上げられます。

- 地方法人税の創設に加えて、住民税(法人県民税・法人市民税)の税率が変更されています。平成27年度税制改正により、法人住民税均等割の判定基準が変更されています。申告書作成時には、経過措置や特例措置なども含めて、住民税の税率の確認も怠れません。地方法人特別税は、平成29年4月1日開始事業年度から廃止され、法人事業税に還元されます。

### ■繰越欠損金の控除限度額の引き下げ

中小法人等については、従来通り100%控除できます。

■建物附属設備・構築物に係る減価償却方法の改正

平成28年4月1日以後に取得する建物附属設備及び構築物の償却限度額の算定方法について定率法が廃止され、定額法に一本化されました。

■企業版ふるさと納税の創設

青色申告法人が平成28年4月1日から平成32年3月31日までに、認定地方公共団体が行う「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業」に関連する1事業10万円以上の寄附金を支出した場合、一定の税額控除を受けることができます。

■所得税額控除の改正、利子割が廃止されました。（平成28年1月1日以降の利子に適用）

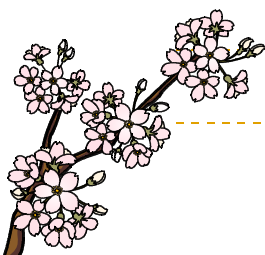
■受取配当等益金不算入制度の見直しがされています。

■美術品等の減価償却の判定

美術品等が減価償却資産に該当するかどうかの判定について、平成27年1月1日以後取得する美術品等については、取得価額が1点100万円未満である美術品等は、原則として減価償却資産に該当し、1点100万円以上の美術品等は、原則として非減価償却資産に該当するものとされました。

■交際費の控除対象外消費税等の把握（税抜経理方式の場合）

消費税の控除対象外消費税額等について、資産に係るもの以外はその全額がその事業年度の損金に算入されます。ただし、交際費に係る控除対象外消費税額等に相当する金額は、交際費の額として、交際費等の損金不算入額を計算する必要があります。



有限会社 たべい 電話043-422-5836 FAX043-422-5844

<http://www.帳簿.jp> 帳簿をつけます。

<http://www.tstabei.com> 経理の窓 <http://www.keirinomado.com>